

# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	50	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他（軽油引取税）</span>	
要望項目名	運輸事業振興助成交付金制度の継続	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>トラック・バスは、環境にやさしく(営業用トラックのCO2排出量原単位は、自家用の約7分の1)、公共性の高い輸送機関であり、輸送コストの抑制等を図る観点から、自動車税や自動車重量税と同様、燃料課税に際して営業用車両と自家用車両に差をつける、いわゆる営自格差を設けることが必要である。</p> <p>こうしたことから、韓国や諸外国においても、軽油に対する課税に関して営業用車両への還付制度を設けている例(韓国、フランス等)がある。</p> <p>運輸事業振興助成交付金は、都道府県税である軽油引取税の徴税の仕組み上、営自格差を設けることができなかったことを理由に、暫定税率の導入を契機として、都道府県が都道府県トラック協会・バス協会等に補助金を交付し、都道府県には国が地方交付税による補填措置を講ずることとした制度である。</p> <p>運輸事業振興助成交付金は、中小トラック事業者の適正化対策(年間約3万件に及ぶ事業所巡回指導等)、安全対策(教育研修、事故対策機器導入助成等)、環境対策(低公害車導入助成等)等に現在有用に使われていることから、本制度を継続することが必要である。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>運輸事業振興助成交付金制度の継続</p>	
関係条文	<p>自治省（現：総務省）通達 自治府第112号（昭和51年11月8日）</p> <p>総務省通達 総税都第17号（平成21年4月1日）</p>	
要望理由	<p>運輸事業振興助成交付金制度は、昭和51年度税制改正により軽油引取税の税率が引き上げられた際、課税技術上営業用と自家用の格差の設定が困難であったことから、営業用トラック・バスの輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等を図るため、所定額を都道府県から都道府県トラック協会・バス協会等に交付し、国が地方交付税による財源措置を講ずることとした制度である。</p> <p>トラック事業及びバス事業等は、物流の基幹的輸送機関として、あるいは国民生活に欠かせない身近な足として、それぞれ国民生活の向上及び産業の発展に寄与している。しかしながら、世界的な不況に伴う荷動きの減少や燃油価格の高騰は、事業の経営に著しい負担を与えているのに加え、低炭素社会構築に向けた低公害車の導入等による新たな負担も増加しており、トラック事業及びバス事業等の経営環境は大変厳しい現状である。</p> <p>トラック事業及びバス事業等が、今後とも公共輸送機関としての責務を健全に全うしていくためには、中小トラック事業者の適正化対策、安全対策、環境対策、輸送サービスの改善等に適切に対処していく必要があるが、これらは、個々の事業者のみの対応で解決できる課題ではなく、業界全体として取り組んでいく必要がある。</p> <p>本制度は、上記の取り組みに対する資金基盤として欠かせないものであり、運輸事業振興助成交付金が今後とも継続されることが必要である。</p>	
減収見込額	(初年度)	(平年度) (単位：百万円)
地方税以外の措置	既存	・ 国税 ・ 融資、補助金その他
	22年度の要望	・ 国税 ・ 融資、補助金その他

過去の 要望経緯	昭和51年度創設、昭和53年度2年延長、昭和55年度2年延長、昭和58年度3年延長、昭和60年度5年延長、昭和63年度5年延長、平成5年度5年延長、平成10年度5年延長、平成15年度5年延長、平成20年度10年延長、平成21年度次期税制抜本改革時まで延長
本要望に 対応する 縮減案	

# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項〈別表〉

（既存税制の政策効果）

対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他（軽油引取税）</span>
要望項目名	運輸事業振興助成交付金制度の継続
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">延長 又は 拡充の要望を 必要とする理由</p>	<p>（1）政策目的 本制度は、軽油引取税の税率の引き上げが、公共性の高いトラック事業、バス事業等の輸送コストに与える影響等を考慮し、これら公共輸送機関の輸送力の確保、輸送コスト上昇の抑制等に資することを目的とする。</p> <p>（2）施策の必要性 トラック・バス運送業界においては、環境問題への適切な対処をはじめ、安全対策、多様化、高度化する輸送サービスの需要に応えるべく、サービスの向上に向けた取り組みを進めると同時に、近年の著しい軽油価格高騰等に起因する厳しい経営環境に対応すべく経営効率化等を図る必要がある。</p> <p>（3）要望の措置の適正性</p> <p>①租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか 約6万3千者に及ぶトラック運送事業者は経営基盤の脆弱な中小企業が多くを占め、激しい競争を行っている。こうした中、過積載・過労運転の防止等適正化対策を行っていくことは極めて重要である。また、適正化対策とともにトラック運送事業における普遍的課題である安全対策・環境対策に対する社会的要請は強く、これを的確に推進していくことが必要である。 こうした対策を講じていくためには運輸事業振興助成交付金が必要であり、同制度を維持することが合理的である。</p> <p>②租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか 経営基盤の脆弱な中小企業が多くを占めるトラック事業において、個々の事業者の取組みのみによっては事業の適正化対策（過積載、過労運転等の防止）、安全対策や環境対策が不十分となる。 事業の適正化対策などは、事業者の団体による取組みにより自主的な改善が図られることが望ましく、運輸事業振興助成交付金という制度により対策を講じていくことが、その実現のためには極めて有効である。</p> <p>③租税特別措置等に補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか トラック・バスは、環境にやさしく、公共性の高い輸送機関であり、輸送コストの抑制等を図る観点から、自動車税や自動車重量税と同様、燃料課税に際して営業用車両と自家用車両に差をつける、いわゆる営自格差を設けることが必要である。 運輸事業振興助成交付金は、都道府県税である軽油引取税の徴税事務上、脱税等の不正を防止することができずそのままでは営自格差を付けることができないことから、都道府県が都道府県トラック協会・バス協会等に補助金を交付し、都道府県には国が地方交付税による補填措置を講ずることとして始められた制度であり、現在、適正化対策、安全対策等のために有効に活用されており、他の制度では代替困難なものである。</p>
これまでの政策効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方適正化実施機関において、運送事業者とその事業所に対する巡回指導等を通じて、過積載や過労運転等の違法行為の防止や輸送秩序の確立に努めてきている。</li> <li>・過積載や過労運転を防止し安全運行を確保するため、運転者等に対する安全教育研修の実施や休憩施設の整備等を図るなど交通事故防止対策を推進している。</li> <li>・低公害トラック・バス、ノンステップバス等の導入や最新排出ガス規制適合車への代替、運送事業用施設等の整備を支援することにより、環境負荷の低減、輸送サービスの改善や事業の近代化・効率化を図っている。</li> </ul>
要望する延長期間中の達成目標	<p>（年延長を要望） 本制度を活用し、引き続き中小トラック事業者の適正化対策、安全対策、環境対策、輸送サービスの改善等の諸課題について重点施策として、低公害車導入助成、交通安全教育研修等諸事業を業界全体で実施することにより、重大事故の発生防止、公正な競争条件の確保、環境負荷の低減、輸送サービスの改善等を図り、公共輸送機関としての社会的責任を遂行する。</p>
前回要望時の達成目標	<p>本制度を活用し、引き続き中小トラック事業者の適正化対策、安全対策、環境対策、輸送サービスの改善等の諸課題について重点施策として、低公害車導入助成、交通安全教育研修等諸事業を業界全体で実施することにより、重大事故の発生防止、公正な競争条件の確保、環境負荷の低減、輸送サービスの改善等を図り、公共輸送機関としての社会的責任を遂行する。</p>

<p>上記目標の達成度 未達成の場合はその理由</p>	<p>本制度を活用し、引き続き中小トラック事業者の適正化対策、安全対策、環境対策、輸送サービスの改善等の諸課題について重点施策として、低公害車導入助成、交通安全教育研修等諸事業を業界全体で実施することにより、重大事故の発生防止、公正な競争条件の確保、環境負荷の低減、輸送サービスの改善等を図り、公共輸送機関としての社会的責任を遂行している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和51年度創設、昭和53年度2年延長、昭和55年度2年延長、昭和58年度3年延長、昭和60年度5年延長、昭和63年度5年延長、平成5年度5年延長、平成10年度5年延長、平成15年度5年延長、平成20年度10年延長、平成21年度次期税制抜本改革時まで延長</p>
<p>ページ</p>	<p>38—2</p>